

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(札幌交通圏、新潟交通圏、大阪市域交通圏、広島交通圏、福岡交通圏、
大分市、鹿児島市)に係る審議(第3回)

1. 日 時

平成31年2月21日(木) 11時30分~11時45分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 奈良、新倉

4. 議事概要

平成31年2月19日(火)の審議を踏まえ、事案処理職員から答申案及び答申案に付す要望事項案について説明を聴取し、委員相互間で討議を行った。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。